

防大総第685号  
18.5.19

人材確保統括官  
各 部 長  
総合情報図書館長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長代理  
防衛大学校副校長 馬 場 順 昭

防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の  
防衛大学校における実施について（通達）

改正 平成19年1月9日防大総第7号 平成19年9月6日防大総第1138号

改正 平成25年3月28日防大総第472号

標記について、防衛庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）（以下「訓令」という。）及び「防衛庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令の実施について（通知）」（官文第3087号。18.3.29）（以下「官房長通知」という。）により実施するとともに、訓令第39条第2項に基づき、下記のとおり定めたので通達する。

#### 記

- 1 機関等窓口である総務課における訓令第6条第2項に規定する内部職員等からの公益通報の受付等の事務を担当する者（以下「総務課事務担当者」という。）は、総務課課長補佐（総務担当）及び文書・保全係長とする。
- 2 総務課事務担当者は、公益通報を受理した場合は、順序を経て、直ちに当該公益通報内容を防衛大学校長（以下「学校長」という。）に報告するものとする。
- 3 訓令第11条第1項の調査担当者は、公益通報の内容により、その都度別紙様式第1により指定するものとする。

- 4 前項の調査担当者は、調査結果を別紙様式第2により直ちに学校長に報告するものとする。
- 5 訓令第14条の調査の結果の報告及び通知は、別紙様式第3によるものとする。
- 6 訓令第32条のフォローアップの実施部署は、総務課課長補佐（人事担当）とする。
- 7 総務課課長補佐（人事担当）は、フォローアップの実施状況を別紙様式第4により適宜学校長に報告するものとする。
- 8 訓令第33条のフォローアップの実施状況の通知は、別紙様式第5によるものとする。
- 9 官房長通知第2の公益通報者への通知は書面により行うこととし、文書・保全係長は、官房長通知第8に規定する別紙様式第7の公益通報管理簿に当該通知に係る諸事項を記録するものとする。
- 10 文書・保全係長は、公益通報管理簿及び当該書面の写しを、鍵のかかる書庫等で適切に保管するものとする。
- 11 この通達に定めるもののほか、実施の細部について必要な事項は、総務部長が定めることができるものとする。

添付書類：別紙様式第1～別紙様式第5

別紙様式第1（訓令第11条関係）

防大総第〇〇号  
〇〇. 〇. 〇〇

（調査担当者）  
〇〇 〇〇 殿

防衛大学校長

公益通報に係る調査担当者の指定について（通知）

標記について、平成 年 月 日付け整理番号： の公益通報について、調査担当者として指定したので通知する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

別紙様式第2（訓令第14条関係）

〇〇. 〇. 〇〇

防衛大学校長 殿  
（総務部総務課長気付）

（調査担当者）

〇 〇 〇 〇

公益通報に係る調査の結果について（報告）

標記について、平成 年 月 日付け整理番号： の公益通報について、下記のとおり報告する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

3 調査の概要

別紙様式第3（訓令第14条関係）

防大総第〇〇号  
〇〇. 〇. 〇〇

防衛大臣 殿

防衛大学校長

公益通報に係る調査の結果について（報告）

標記について、平成 年 月 日付け整理番号： の公益通報について、下記のとおり報告する。

記

1 公益通報内容

2 受理年月日

3 調査の概要

別紙様式第4（訓令第33条関係）

〇〇. 〇. 〇〇

防衛大学校長 殿  
（総務部総務課長気付）

（フォローアップ担当者）  
〇 〇 〇 〇

公益通報者に係るフォローアップの実施状況について（通知）

標記について、平成 年 月 日付け整理番号： の公益通報について、下記のとおり通知する。

記

1 公益通報者氏名及び所属

2 実施状況

- (1) 公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いの事実の有無の確認（以下「確認」という。）を行った日付
- (2) 確認の結果
- (3) 確認の結果、不利益な取扱いが行われていることが判明した場合において、当該不利益な取扱いを是正するための措置をとったときはその内容

別紙様式第5（訓令第33条関係）

防大総第〇〇号

〇〇. 〇. 〇〇

（防衛省公益通報管理者）

大臣官房長殿

（公益通報責任者）

防衛大学校長

公益通報者に係るフォローアップの実施状況について（通知）

標記について、平成 年 月 日付け受付番号： の公益通報について、下記のとおり通知する。

記

1 公益通報者氏名及び所属

2 実施状況

- (1) 公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いの事実の有無の確認（以下「確認」という。）を行った日付
- (2) 確認の結果
- (3) 確認の結果、不利益な取扱いが行われていることが判明した場合において、当該不利益な取扱いを是正するための措置をとったときはその内容